

平成30年第2回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成30年6月12日午前10時00分、第2回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成30年第2回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号〕

平成30年6月12日（火）

午前10時00分 開会・開議

会 期 平成30年6月12日～6月13日（2日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	6番 石 田 芳 英 議員 会議録署名議員の指名 7番 宮 野 亨 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	議会関係諸報告	—
5	—	町長あいさつ	—
6	議案第35号	専決処分の承認を求めることについて （奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案承認
7	議案第36号	専決処分の承認を求めることについて （奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）	原案承認
8	議案第37号	専決処分の承認を求めることについて （平成29年度奥多摩町一般会計補正予算（第7号））	原案承認
9	議案第38号	奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例	原案可決
10	議案第39号	奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
11	議案第40号	奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
12	議案第41号	奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
13	議案第42号	奥多摩町立図書館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
14	議案第43号	奥多摩町文化会館条例の一部を改正する条例	原案可決
15	議案第44号	平成30年度奥多摩町一般会計補正予算（第1号）	原案可決

日程	議案番号	議 案 名	結 果
16	議案第 45 号	ポンプ自動車購入契約について	原案可決
17	議案第 46 号	防災行政無線デジタル化更新工事請負契約について	原案可決

(午後 1 時 53 分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（師岡 伸公君） これより平成 30 年第 2 回奥多摩町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件につきましては、会議規則第 122 条の規定により、議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員に、

6 番、石田 芳英議員、

7 番、宮野 亨議員、

を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 6 月 4 日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、須崎眞議員よりご報告願います。須崎眞議員。

〔議会運営委員長 須崎 眞君 登壇〕

○議会運営委員長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告をいたします。

平成 30 年第 2 回奥多摩町議会定例会の運営について、去る 6 月 4 日、議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

初めに、本定例会の会期であります、本日と明日 6 月 13 日の 2 日間とすることに決定しました。

次に、会期中の諸日程であります、配付してあります会議予定表をごらんください。

まず上程された議案は、全 12 件であります。本日 1 日で審議を行います。

次に、本定例会に対しての請願書及び陳情書の受付はありませんでしたので、常任委員会の開催はありません。

次に、一般質問であります、本会議 2 日目の明日 13 日に行います。通告者は 10 名で、通告順に行いますが、簡潔な質問、応答をされますよう、ご協力をお願いします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第 35 号の専決処分承認を求めることについてから議案第 46 号の工事請負契約についてまで、すべての議案につきまして、それぞれ単独上程の上、採決は即決と決定しております。

なお、議案第 44 号 平成 30 年度一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、初めに、副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

また、議案第 45 号及び議案第 46 号につきましては、契約案件ですので、概要説明に続き、担当課長からの追加説明を受けることと決定しております。

以上が本定例会の会期と議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。本定例会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、本日と明日 6 月 13 日の 2 日間とし、議案の上程別及び採決別についてもあわせて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日と明日 6 月 13 日の 2 日間とすることに決定いたしました。

なお、本定例会の会議日程につきましては、配付してあります会議予定表のとおり進めたいと思います。ご協力よろしく願いいたします。

また、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第 4 議会関係諸報告であります。議会関係の諸報告及び監査委員の例月出納検査報告については、お手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会の開会に当たり、町長より挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日、平成 30 年第 2 回奥多摩町議会定例会を招集させていただきました。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、町民体育祭にかわる新たな事業として、6 月 3 日に開催されました奥多摩スポーツフェスティバルは、好天に恵まれ、町内全域から大勢の住民の方々のご参加をいただき、極めて盛大に開催することができましたことをご報告させていただくとともに、町議会議員の皆様を初め、自治会長の皆様など、町民皆様並びに多くの関係者皆様、お一人お一人のおかげにより実施できましたことに心より感謝を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございました。

当日は、小さなお子さんから高齢者まで、多くの町民皆様が一堂に会し、グラウンドゴルフや、だれでも手軽にでき、パラリンピックの正式種目でもあるボッチャなどのスポーツ体験、竹馬、ベーゴマ、お手玉、おはじきなどの懐かしい昔遊び体験、獅子頭展示や作品展の文化芸術、また、脳年齢測定や健康相談、肩凝りや腰痛予防体操などの健康コーナー、さらには 50 メートル走や 1,000 メートル走、1,500 メートル走の記録に挑戦していただき、さまざまなスポーツ体験などを通じて住民同士の交流と健康増進が図られましたことに対しましても重ねて感謝を申し上げます。

今後このスポーツフェスティバルが町民皆様に定着していきますよう、引き続き関係者皆様のご理解とご協力を賜りたいと思っております。

次に、5月17日に小池百合子東京都知事が当町を初め、青梅市、あきる野市を視察されました。当町におかれましては、川野地内の町有地を利用し、この3月にグランドオープンしましたグランピング施設サーカス・アウトドア・トウキョウをご視察いただきました。

これに先立ち、役場庁舎玄関前では、私とともにご案内役となっておりました師岡議長とともに大勢の町職員と一緒に出迎え、歓迎のご挨拶をさせていただきました。

その際に、私から、町では日本一観光用公衆トイレがきれいなまちを目指して推進していることをご理解いただくため、町内の観光用公衆トイレの管理、清掃等を行っているクリーンキーパーのご説明をさせていただき、引き続き、施設整備などに係る財政支援をお願いしたところでございます。当日は、直接小池都知事からクリーンキーパーにお声がけをいただきまして、彼らも励みになったのではないかと思っております。

次の視察場所である川野地内のグランピング事業につきましては、東京都政策企画局が主導し、株式会社博報堂が事業プロモーターを行った多摩・島しょの自然を活用した新たな体験型エンターテインメント創出事業であります。当町は島しょ等を含め、3つ採択された事業のうちの一つであります。サーカス・アウトドア・トウキョウでは、事業者である株式会社ノックス・インタービレッジの石山代表にご案内をいただきながら視察をされましたが、会食の席上、私と師岡議長からは、町の現状や課題等につきまして改めてお話をさせていただき、当町を含めた多摩・島しょへの振興策の推進をお願い申し上げます。小池知事もグランピング施設に対するコメントでは、新しい観光の切り口になると思うと話されており、町としても新たな魅力ある観光資源として着実に育っていくことを願っております。

次に、今年度より募集させていただきました地域おこし協力隊には 10 名の熱意ある

方々から応募をいただき、当初1名採用の予定でありましたが、慎重なる選考の結果、3名の方を地域おこし協力隊員として採用することに決定をさせていただきました。今後新たな発想と視点で小河内地区の地域振興や地域づくりに取り組み、隊員に来てもらってよかったと地域から感謝されるよう活躍していただきたいと考えております。

さて、一昨年まで町の人口は、毎年百数十名減少してまいりましたが、この4月1日付の人口は、昨年4月1日付の人口に比べて35名の減少であり、減少幅がこれまでより少なくなりました。これにつきましては、これまでのさまざまな取り組みによる成果が表れてきたものと考えております。

特に、0歳から15歳未満までの年少人口ですが、昨年に比べ18名もの増加があり、年少人口割合も6.9%と昨年より0.4ポイントの増加が見られ、将来の奥多摩町を担う世代であります年少人口割合が昨年度に引き続き増えましたことは大変喜ばしいことでもあります。

このような状況の中、平成30年度におきましても町営若者住宅の建設を小丹波と南氷川の2カ所に予定するほか、空家を活用した若者定住応援住宅など、引き続き若者向けの住宅の充実を図ると同時に、新たな定住施策としまして、奥多摩町に永住を考えている子育て世帯を対象に、22年間の定住で無償譲与する子育て応援住宅の整備を図ってまいります。

また、4月15日に開催しました移住・定住相談会では、町内外からの若者世帯、子育て世帯など55世帯の参加がありました。さらには就労相談の窓口として13の企業にご参加をいただき、町関係職員も出席する中、住まい・子育て・教育・就労と移住・定住に係るさまざまな相談に対応いたしました。

今後もこの町に住みたい、住み続けたい方々の声に耳を傾け、関係機関と連携し、財源対策を図りながら必要な施策を進めてまいりたいと考えております。

次に、今定例会に提案いたします議案等につきまして申し上げます。

議案第35号 奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険税の課税限度額、医療分を引き上げること及び低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得額を拡大するもの、また、特例対象被保険者等に係る申告の基準などを改正するものであります。

議案第36号 奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、固定資産税等の負担調整措置の現行の仕組みを継続して3年延長するもの、また、新築住宅等に対する課税の減額をするもの、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金などの改

正を行うものであります。

議案第 37 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 7 号）の主な内容は、株式等譲渡所得割交付金や地方消費税交付金等の諸交付金、特別交付税及び東京都市町村総合交付金の額の確定に伴い、庁舎建設基金及び財政調整基金への積み増しを行ったものであります。

なお、東京都市町村総合交付金につきましては 15 億 8,238 万 7,000 円の交付額となり、これは都内 39 市町村中 7 番目に多い交付額であり、平成 23 年度以降、7 年連続で 15 億円を超える財政支援を得ることができました。

この議案第 35 号から議案第 37 号までの 3 議案につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

次に、議案第 38 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例については、個人所得課税の見直し、たばこ税の見直し、償却資産に係る固定資産税の特例の見直しなどの改正を行うものであります。

議案第 39 号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童支援員の資格要件の拡大及び学校の教諭となる資格を有する方について放課後児童支援員の資格者と規定していますが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にするため、規定を整備するものであります。

議案第 40 号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険の自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について税法上に設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得、または短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いるよう規定を整備するものであります。

議案第 41 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、認知症に関する規定条項が変更となりましたため、規定を整備するものであります。

議案第 42 号 奥多摩町立図書館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきましては、奥多摩町立図書館の管理運営に指定管理者制度を導入するため、規定を整備するものであります。

議案第 43 号 奥多摩町文化会館条例の一部を改正する条例につきましては、文化会館

の管理運営に指定管理者制度を導入するため、規定を整備するものであります。

議案第 44 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）については、現在執行しております平成 30 年度一般会計予算の補正予算案であります。

議案第 45 号 ポンプ自動車購入契約については、消防団に配備されておりますポンプ自動車を更新するため、購入するものであります。

議案第 46 号 防災行政無線デジタル化更新工事請負契約については、防災行政無線をデジタル化へ更新するための工事を発注するものであります。

この議案第 45 号及び議案第 46 号の 2 案件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、その契約について議会の議決をいただくものであります。

以上、専決処分 3 件、条例の一部改正 6 件、補正予算案 1 件、契約案件 2 件の計 12 件であります。これら議案の具体的な内容につきましては、副町長を初め、所管の課長から説明をさせていただきますが、いずれの議案につきましても町の事務事業を執行していく上で必要不可欠でありますので、ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、この 5 月 26 日の土曜日に、毎回町民の皆様からご好評をいただいております「奥多摩町 100 緑商店街」が 14 回目を迎え、開催されました。また、同時開催として J R 奥多摩駅前広場において「おくとマルシェ」が 5 月 27 日の日曜日まで 2 日間開催され、どちらの催しも町内外から大勢のお客様でにぎわっておりました。

そして J R 青梅線ですが、この 3 月のダイヤ改正では、青梅・奥多摩間の運行本数が 1 往復削減され、町に多大な影響を与えました。このことに対しましては、青梅市とともに町でも私と師岡議長で直ちに J R 八王子支社に出向き、坂本支社長に改善の要請文を提出しております。

一方で、J R は、春の臨時列車「青梅・奥多摩新緑号」が立川駅からの直通列車として 5 月中・下旬の週末に運行され、改善の兆しもございます。また、この秋以降には奥多摩駅舎の改修も予定されており、町の玄関として魅力度がアップするものと期待しているところであります。

いずれにいたしましても J R は住民の生活、観光振興などに大変重要な公共交通機関でありますので、今後も引き続き要望・要請活動を行ってまいりたいと考えております。

議員皆様には引き続きご指導、ご協力をお願い申し上げます。平成 30 年第 2 回奥多摩町議会定例会の開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

これより議案審議に入ります。

日程第6 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 原島 滋隆君 登壇〕

○住民課長（原島 滋隆君） 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認を求めます。

次のページをお開きください。平成30年専決第1号、専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、奥多摩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、ご説明を申し上げます。

理由。地方税法の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）が平成30年3月31日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、専決するものです。

今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の算定方法の変更、特例対象被保険者等に係る申告について、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日に施行されたことから、基準を改めるものでございます。

条例改め文もございしますが、新旧対照表にてご説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。第2条課税額では、法改正に合わせ、第2項の基礎課税額の下線部分の限度額を54万円から58万円に改めるもので、次の第20条国民健康保険税の減額では、第1項本文は、第2条の改正により54万円を58万円に改めることから同様に改め、第1項第2号の5割軽減世帯の規定では、総所得金額等の合計額が33万円に被保険者及び世帯員1人につき27万円を加算した額を超えない世帯に適用していたものを下線部のように27万5,000円に改め、第3号の2割軽減世帯の規定につきましても同様に、被保険者及び世帯員1人につき下線部のように49万円加算を50万円に改め、総所得金額の合計額の適用範囲を緩和するものです。

次の2ページをお開きください。第21条の2特例対象被保険者等に係る申告の第2項で、最初の行の下線部分は「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に

法改正に合わせ文言整理を行い、下から2行目の下線部分は「解雇、倒産などの理由により非自発的に失業された方が特例対象被保険者等に係る保険税軽減の申請の際、雇用保険受給資格者証等の提示義務について法改正に合わせ、提示を求められた場合には」に改めるものでございます。

附則としまして、第1項施行日でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。第2項適用区分でございますが、改正後の奥多摩町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第35号 専決処分の承認を求めることにつきまして、提案のご説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第35号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第35号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第35号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第6 議案第35号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第35号については承認されました。

次に、日程第7 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

〔住民課長 原島 滋隆君 登壇〕

○住民課長（原島 滋隆君） 議案第36号 専決処分の承認を求めることにつきまして提案のご説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりご報告し、議会の承認を求めます。

次のページをお開きください。平成 30 年専決第 2 号、専決処分書。地方自治法 179 条第 1 項の規定により、奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、ご説明を申し上げます。

理由。地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、その施行に関してこの条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたので、専決処分するものです。

今回の主な改正は、平成 29 年度までとなっておりました固定資産税土地の特例である宅地等の負担調整措置を平成 32 年度まで延長すること、新築住宅等に対する固定資産税の減額などの規定の整備及び文言整理となっております。

条例改め文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付させていただきました奥多摩町町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の改正概要（専決）によりご説明を申し上げます。概要書をごらんください。

初めに、記載しております内容は、ただいまご説明いたしました法改正に伴い、所要の条例改正を行ったことを記載したものでございますので、7 行目からの主な改正内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めの宅地等に係る負担調整措置の概要は、条例附則第 10 条を改正するもので、平成 27 年度から平成 29 年度までの間、講じております負担調整措置の期間を平成 32 年度まで延長するもので、下の（ア）は商業地等に係る負担調整措置として法改正の期間延長に合わせ、これまでと同様に前年度課税標準を当該年度評価額で除した率が 70%を超える場合は 70%とし、同様に 60%以上 70%以下の場合は据え置き、60%未満の場合は表にございますような算定方法を用いて負担の軽減を図ることとするもので、評価額が下がった場合は下がった額で算定、上昇している場合は前年度課税標準に当該年度評価額の 5%のみを加算して算定することで負担の軽減を引き続き図るものです。

なお、表の下の記載は表の内容を文章として記載したものです。

2 ページをお開きください。（イ）住宅用地に係る負担調整措置につきましても負担水準の高い土地についてはその税負担を抑制し、負担水準の低い土地については均衡化を促進する負担調整措置を法改正により期間延長を図るもので、当該年度評価額に住宅用地特例率を掛け、算出した課税標準額が前年度課税標準額に加え、当該年度評価額に住宅用地特例率を掛けたものの 5%を加えた算出額を超える場合は、後者の算定を課税標準とするというもので、ただし、その額が当該年度評価額に住宅用地特例率を掛けた 20%を下回

る場合は、当該年度評価額に住宅用地特例率を掛けた 20%を課税標準額とするもので、評価額が下落にある場合は、当該年度評価額に住宅用地特例率を掛けた課税標準で課税し、当該年度評価額がある程度上昇している場合は、当該年度評価額に特例率を加えたものを 5%を前年度課税標準額に加えることで負担軽減を図り、当該年度評価額が大幅に上昇している場合は、当該年度評価額に特例率を掛けた額の 20%を課税標準として税負担の抑制を引き続き図るものです。

次に、新築住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長につきましては、条例附則第 8 条の 3 を改正するもので、法改正により期間延長となったことに合わせ、これまで同様に、表記載の軽減期間及び軽減割合を 2 年間延長し、平成 31 年度までに建築された新築住宅に適用させるもので、内容は表にございますように、軽減期間は①の一般住宅は 3 年度分、②の 3 階建以上で耐火構造の住宅は 5 年度分で、軽減割合はいずれも 2 分の 1、床面積は 120 平方メートルまでとこれまでと同様となっております。

次の新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置の適用期限の延長につきましても条例附則第 8 条の 3 を改正するもので、新築住宅同様に、法改正の期間延長に合わせ、固定資産税の税額を最初の 5 年度分、3 階建て以上の耐火建築物は 7 年度分、軽減割合 2 分の 1 とし、適用期間を 2 年間延長し、平成 31 年度までに建築された新築の認定長期優良住宅に適用させるものです。

以上が主な改正点となります。

それ以外の改正につきましては、概要書 2 ページの下段以降にまとめてございますが、条例 20 条は引用条文の条ずれを改めたもので、次の 3 ページをごらんください。条例第 24 条、第 31 条及び 35 条の 2 並びに条例第 46 条の 3 は、法改正に合わせ、「によって」を「により」に、「においては」を「には」になど文言整理を、次の上から 5 つ目の条例第 46 条の 5 は、第 3 項において仮特別徴収税額等についても本徴収と同じであることを明確にするための読みかえ規定を整備し、次の第 47 条は、第 1 項の次に項を 2 つ加え、法改正に合わせ、租税特別措置法の規定により控除すべき額を法人税額割から控除することを記載し、2 項を加えたことにより 3 項以降の項を 2 つずつ繰り下げ、及び文言整理を、次の条例第 51 条は、納期限延長の場合の延滞金について一定の条件のもと、除算期間を控除して計算することについて規定を整備し、次の条例第 53 条は、法改正による法施行規則引用条文の条ずれを改め、次の条例附則第 2 条の 2 は、地方税法施行規則が項ずれしたため改めるもので、次の附則第 3 条は条例第 51 条の改正に伴い、該当する項を記載するなどの規定の整備で、次の附則第 8 条の 2 は、法改正に伴う項ずれを改め、4 ページを

お聞きください。附則第8条の3は、先ほどご説明しました新築住宅等に対する固定資産税の減額などの規定の整備を、次の附則第9条及びその次の附則第9条の2、附則第10条、附則第11条は、特例期限を延長することを記載したもので、最後の附則第13条は、平成15年度税制改正で課税停止となっております特別土地保有税について適用期限が平成29年度までとなっているものを平成32年度まで延長する規定の整備を行うものです。

最後に附則でございますが、新旧対照表の19ページをお開きをいただきたいと思えます。第1条施行期日でございますが、平成30年4月1日から施行する。第2条町民税に関する経過措置でございますが、改正後の奥多摩町税賦課徴収条例第51条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項、または第4項の申告書の提出期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用するもので、法人の延滞金に控除期間を控除して算定する改定についてはさかのぼって適用させるもので、第3条固定資産税に関する経過措置につきましては、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

以上で、議案第36号の専決処分の承認を求めることについて提案の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第36号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第36号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第36号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第7 議案第36号について承認することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第36号については承認されました。

次に、日程第8 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて、平成29年度奥

多摩町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 37 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度奥多摩町一般会計補正予算（第7号））につきまして提案のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、年度末に当たり議会を招集する時間的余裕がないことから、平成 30 年 3 月 31 日に専決処分しましたので、同条第 3 項の規定によりまして、その内容を報告し、承認を求めるものでございます。

次のページの専決処分書でございますが、平成 29 年度奥多摩町一般会計予算について補正を行いました。

理由でございますが、都支出金等の交付決定によりまして、後年度の財政運営に資するため専決を行ったものでございます。

次の補正予算書をごらんください。歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,037 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 5,987 万 7,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをお開きください。歳入についてご説明申し上げます。

地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税は 123 万 8,000 円を減額、自動車重量譲与税は 65 万 7,000 円を追加し、地方譲与税の計を 2,908 万 5,000 円に、利子割交付金は 6 万 5,000 円を追加し、利子割交付金の計を 94 万 9,000 円に、配当割交付金は 36 万 3,000 円を追加し、配当割交付金の計を 389 万 1,000 円に、株式等譲渡所得割交付金は 160 万 7,000 円を追加し、株式等譲渡所得割交付金の計を 385 万円に、地方消費税交付金は 523 万円を追加し、地方消費税交付金の計を 1 億 1,231 万 8,000 円に、自動車取得税交付金は 357 万円を追加し、自動車取得税交付金の計を 1,656 万 2,000 円に、地方交付税は 5,011 万 3,000 円を追加し、地方交付税の計を 17 億 3,278 万 2,000 円に、交通安全対策特別交付金は 8 万 4,000 円を減額し、交通安全対策特別交付金の計を 141 万 6,000 円に、使用料及び手数料のうち、使用料は 202 万 6,000 円を減額し、使用料及び手数料の計を 1 億 1,771 万 1,000 円に、都支出金のうち、都補助金は市町村総合交付金等の額の確定により 1 億 3,238 万 7,000 円を追加し、都支出金の計を 26 億 3,720 万 7,000 円に、寄付金は 21

万円を追加し、寄付金の計を 508 万 4,000 円に、繰入金のうち、基金繰入金は市町村総合交付金等の増額交付により財政調整基金に 2,100 万円の戻し入れを行い、繰入金の計を 1 億 50 万円に、2 ページに移りまして、諸収入のうち雑入は 52 万 3,000 円を追加し、諸収入の計を 5 億 632 万 3,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1 億 7,037 万 7,000 円を追加し、歳入の合計額を 65 億 5,987 万 7,000 円とするものでございます。

次に、3 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は都市町村総合交付金の増額交付に伴い、財政調整基金に 7,500 万円、庁舎建設基金に 1 億円を積み立てるなど、計 1 億 7,414 万 1,000 円を追加、戸籍住民基本台帳費は 10 万円を追加、監査委員費は 10 万円を減額し、総務費の計を 12 億 2,187 万 5,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は 31 万円を減額、児童福祉費は 10 万円を追加、国民年金費は 5 万円を追加し、民生費の計を 11 億 4,508 万 9,000 円に、衛生費のうち、保健衛生費は 10 万円を追加、清掃費は 10 万円を減額し、衛生費の計を 5 億 759 万 3,000 円に、農林水産業費のうち、農業費は 10 万円を減額、林業費は 305 万円を減額、水産業費は 5 万円を追加し、農林水産業費の計を 8 億 9,744 万 4,000 円に、商工費のうち、観光費は 130 万円を減額し、商工費の計を 4 億 1,552 万 3,000 円に、土木費のうち、土木管理費は 20 万円を追加、道路橋梁費は財源の組みかえで変更はなく、住宅費は 5 万円を追加し、土木費の計を 12 億 5,067 万円に、消防費は 10 万円を減額し、消防費の計を 2 億 8,614 万 1,000 円に、教育費のうち、教育総務費は 8 万円を追加し、教育費の計を 5 億 326 万 7,000 円に、予備費は予算調整により 56 万 6,000 円を追加し、予備費の計を 1,330 万円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 1 億 7,037 万 7,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 65 億 5,987 万 7,000 円とするものでございます。

予算書の表紙にお戻りいただきまして、第 2 条継続費の補正でございますが、既定の継続費の変更は、第 2 表継続費補正によるということで、7 ページをごらんください。事業名、原生活館改修事業につきまして補正前と補正後の総額に変更はございませんが、年割額に変更が生じ、平成 29 年度の補正前が 2,500 万円、補正後が 2,496 万 7,000 円、平成 30 年度の補正前が 3,789 万 8,000 円、補正後が 3,793 万 1,000 円でございます。

以上で、議案第 37 号の説明を終わります。ご審議を賜り、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 37 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 37 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 37 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 37 号について承認することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 37 号については承認されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 15 分から再開いたします。

午前 10 時 57 分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

○議長(師岡 伸公君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 9 議案第 38 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。住民課長。

[住民課長 原島 滋隆君 登壇]

○住民課長(原島 滋隆君) 議案第 38 号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

今回の改正は、働き方の多様性を踏まえた個人所得課税の見直し、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援、たばこ税の見直しなどにより規定の整備を行うものでございます。

条例改め文及び新旧対照表もございますが、お手元に配付させていただきました奥多摩

町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の改正概要によりご説明を申し上げます。概要書をごらんください。なお、今回改正は、施行日もさまざまとなっておりますことから、概要書で附則につきましてもご説明を申し上げます。

初めに記載しております内容は、ただいまご説明いたしました法改正に伴い、所要の条例改正を行うことを記載したものでございますので、6行目からの主な改正内容につきましてご説明を申し上げます。

初めの個人の町民税の非課税の範囲は、条例第 24 条を改正するもので、①として、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴う改正で、非課税の範囲がこれまでは前年の合計所得金額が 125 万円以下の者となっておりますが、法改正により 135 万円以下の者に、次の②は、控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備で、控除対象配偶者から同一生計配偶者への定義変更に伴う規定の整備、次の③の均等割非課税限度額の引き上げは、均等割非課税となる所得金額を 10 万円引き上げる改正で、具体的な算定は記載しました計算の下線部の 10 万円が新しく加算される部分となり、施行はいずれも平成 33 年 1 月 1 日となります。

次の所得控除は、条例第 33 条の 2 を改正するもので、基礎控除額について所得要件を創設する改正で、これまで所得金額に関係なく、控除額 33 万円が設けられておりました基礎控除につきまして、表にございますように、前年所得金額が 2,400 万円、給与収入で 2,595 万円以下の場合は 10 万円加算し 43 万円とし、以下表にございますような所得金額に応じて控除額を減額し、所得金額 2,500 万円、給与収入で 2,695 万円を超える場合は基礎控除の適用はなくなる改正と、その下の表にございます給与所得控除・公的年金等控除はただいまご説明いたしました基礎控除額に 10 万円加算したことから、同額を給与所得控除・公的年金等控除から引き下げるもので、施行はいずれも平成 33 年 1 月 1 日となります。

次の調整控除は、条例第 33 条の 6 を改正するもので、ただいまご説明いたしました条例第 33 条の 2 と同様に、調整控除額に所得要件を創設する改正で、所得金額 2,500 万円を超える場合に適用がなくなる改正で、施行は平成 33 年 1 月 1 日となります。

次の 2 ページをお開きください。町民税の申告は、条例第 35 条の 2 を改正するもので、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しとして、公的年金等の源泉控除対象配偶者については、住民税の申告をしなくても配偶者特別控除の適用を受けることができる規定を設けるもので、年金事務所から送達される年報にその記載があることによるもので、施行は平成 31 年 1 月 1 日となります。

次の法人の町民税の申告納付は、条例第 47 条を改正するもので、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定で、法改正により、資本金、または出資金の額が 1 億円以上の大法人の法人税等の申告は電子情報処理組織 e L T A X（エルタックス）による提出が義務付かされたことから改正するもので、施行は平成 32 年 4 月 1 日となります。

次の製造たばこの区分は、条例第 94 条を新設するもので、法改正により製造たばこの区分を新たに創設するもので、区分としまして、加熱式たばこが新たな用語となっております。なお、施行は平成 30 年 10 月 1 日となります。

次の製造たばことみなす場合は、条例第 95 条の 2 を新設するもので、加熱式たばこについて製造たばことみなす規定を整備するもので、一般的な紙巻きたばこの場合は 1 本のたばことなっておりますが、加熱式たばこの中にはパーツに分かれているものがあることから、具体的なたばことしての見直しの内容について規定を整備するものです。施行は平成 30 年 10 月 1 日となります。

次のたばこ税の課税標準は、条例第 96 条を改正するもので、法改正により加熱式たばこに係る紙巻きたばこの算定につきまして、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とする等の規定の整備で、施行は平成 30 年 10 月 1 日となりますが、換算方式につきましては 5 年間で段階的に引き上げることとなっており、下表にございますように、これまでの課税方式と新課税方式の併用により課税し、段階的に新課税方式の割合を高め、新課税方式への完全移行を平成 34 年 10 月 1 日とするものです。

加熱式たばこの換算につきましては、これまで加熱式たばこの重量 1 グラムにつき紙巻きたばこ 1 本として換算し、課税しておりましたが、これを重量分とした上で換算重量を 0.4 グラムで紙巻きたばこ 1 本として換算し、さらに新たに価格分としまして、加熱式たばこの販売価格を紙巻きたばこ 1 本の平均価格で割り、本数を算定、この重量と価格で算定した本数を足して 2 で割った本数で課税するという算定方式を 5 年間で完全移行することとなっております。なお、加熱式たばこの中には、たばこの葉とフィルター以外に溶液を加えるものがありますが、これまで溶液は重量加算されておりましたが、改正後は溶液も重量に含まれることとなります。

次の 3 ページをごらんください。次のたばこ税の税率は、条例第 97 条を改正するもので、法改正に合わせ、国と地方のたばこ税の配分割合はこれまでどおり 1 対 1 を維持した上で、たばこの税率を平成 30 年 10 月 1 日、平成 32 年 10 月 1 日、平成 33 年 10 月 1 日の 3 段階で引き上げる規定の整備で、具体的な内容は表をごらんください。表にございます

ように、平成 30 年 10 月 1 日から国のたばこ税と地方のたばこ税をそれぞれ 1,000 本につき 500 円ずつ、合わせて 1,000 円引き上げ、最終年の平成 33 年 10 月には現在よりも地方たばこ税、国たばこ税ともに 1,500 円ずつ引き上げるもので、合わせて 1,000 本につき 3,000 円の引き上げとなりますので、1 本当たり 3 円が現在よりも加算されることとなります。

なお、地方たばこ税につきまして、表の合計が東京都を含めた道府県たばこ税と特別区を含めた市町村たばこ税の合算で毎年 500 円引き上げとなり、それ以降の額は合計の右欄に記載のとおり、都道府県たばこ税が 70 円、市町村たばこ税は 430 円となっており、施行は先ほど申し上げました 3 回の改正となっております。

次の個人の町民税の所得割の非課税の範囲等は、条例附則第 3 条の 3 を改正するもので、法改正に合わせ、個人の町民税の所得割非課税限度額を引き上げる改正で、非課税となる基準を 10 万円引き上げるもので、具体的な算定は記載しました計算の下線部の 10 万円が新しく加算される部分となります。施行は平成 33 年 1 月 1 日となります。

次の改正は、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例改正で定める割合は、附則第 8 条の 2 を改正するもので、法改正に合わせ、1 つ目の改正は、公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長で、事業者が設置する公害防止設備に係る課税標準の特例について期間を 2 年間延長した上で、特例率を 3 分の 1 から 2 分の 1 に縮減するもので、2 つ目の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の縮減及び延長につきましても太陽光、風力等の再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例措置について特例率を一部縮減した上で 2 年間延長するもので、3 つ目の生産性向上特別措置法の規定による中小企業の設備投資についての固定資産税の減額は、新たに設けられる制度で、地域の中小企業による設備投資の促進に向け、生産性向上特別措置法、平成 30 年法律第 25 号の規定により、市町村が策定した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を 3 年間減額する特例措置を新設するもので、特例率は 0 以上 2 分の 1 以下で、市町村の条例によりその割合を定めるものとされており、町では特例率を法で定める最も低い 0 とし、3 年間課税しないこととするものです。なお、施行はいずれも公布の日となります。

以上が主な改正点となりますが、それ以外の改正については、概要書 3 ページ下段から記載のとおり内容及び期日となっており、初めの条例第 23 条の改正は、人格のない社団等については電子申告義務を適用しないこと、次の条例第 94 条の 2 は、条例第 94 条を新設したことで 94 条の 2 とし、次の条例第 97 条の 2 は、94 条が 94 条の 2 と条ずれした

ことから該当条文を改め、4ページをお開きください。条例第97条の4は、条例第94条新設で製造たばこの区分が明確化されたことから文言を整理し、次の条例附則第15条の2は、租税特別措置法の改正に伴い、条ずれの修正を行うものです。

次に、今回の条例改正につきましては、非常に多くの改正が施行日を異なり行うこととなっていることから、条建てとして改正を行っております。4ページの二重丸の部分をごらんください。

初めに、第1条関係は、町民税、町たばこ税及び固定資産税における償却資産に係る課税標準額の特例の改正をするもので、第2条関係は、加熱式たばこの2段階目の改正となる平成31年10月1日施行の改正と法附則の項ずれが生じるための改正を、第3条関係は、加熱式たばこの3段階目の改正と紙巻きたばこ等の2段階目の改正となる平成32年10月1日施行の改正を、第4条関係は、同じく加熱式たばこの4段階目の改正と紙巻きたばこの最終段階の改正となる平成33年10月1日施行の改正を、第5条は、加熱式たばこの最終段階の改正となる平成34年10月1日施行の改正及びその施行に伴い経過措置期間終了となる規定の削除を、第6条関係は、平成27年度税制改正による旧3級品たばこの税率の経過措置について、平成31年3月31日までとなっていたものを今回改正により平成31年9月30日まで延長することを規定しているものです。

次の5ページをごらんください。最後に、附則についてご説明させていただきます。

初めに、附則第1条は、公布の日から施行することを規定し、次の附則第2条は、町民税に関する経過措置として、施行日以前の年度分の町民税は従前の例によることを規定、次の附則第3条につきましても固定資産税に関する経過措置として従前の例によることを規定し、次の附則第4条は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに平成28年度税制改正の規定により、中小企業等が取得した機械装置等に対する課税についてはなお従前の例によることを規定しております。次に、附則第5条は、町たばこ税に関する経過措置として、施行日以前に課した町たばこ税について従前の例によることを規定、次の附則第6条は、町たばこ税の引き上げに伴い、引き上げ以前に仕入れ、平成30年10月1日に手持ち品となっているたばこについて、引き上げ分を平成30年10月31日までに申告し、平成31年4月1日までに納付することを規定しております。次に、附則第7条は、平成30年10月1日から平成31年9月30日までのたばこ税手持品課税の納期限後の納入に係る延滞金の適用については、条例第97条の4第1項の規定によることを読みかえ規定しているもので、次の附則第8条は、たばこ税の2回目の引き上げとなる平成32年10月1日の施行日を前に課したたばこ税については従前の例によることを規定し、次の附則

第9条は、2回目の引き上げとなる平成32年10月1日における手持ち品課税の申告及び納付について、附則第6条と同様に規定し、次の附則第10条についても附則第8条と同様に引き上げ以前のものについて従前の例によることを規定。最後の附則第11条については、3回目の引き上げとなる平成33年10月1日における手持ち品課税の申告及び納付について附則第6条及び附則第9条と同様に規定しているものです。

以上で、議案第38号 奥多摩町町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例のご説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第38号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第38号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第38号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第9 議案第38号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第38号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第10 議案第39号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第39号 奥多摩町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

次のページに条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の41ページをお開き願います。

第10条職員に関する規定のうち、第3項第4号において学校教育法の規定により、学

校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しておりましたが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、新旧対照表の新的欄にあるとおり、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者に改めるとともに、同項に第10号として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを新たに追加し、一定の実務経験があり、かつ町長が適当と認めたものを対象に拡大することで、放課後児童支援員の従事者を確保しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第39号の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第39号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第39号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第39号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第10、議案第39号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第39号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第11 議案第40号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第40号 奥多摩町介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

保険料率について規定している第 13 条第 6 号は、第 6 段階の被保険者の保険料率を年額 9 万 800 円と規定しているもので、この第 6 段階に該当する被保険者の所得について規定しているアにおいて合計所得金額から控除する租税特別措置法における特別控除について規定している介護保険法施行令が改正され、介護保険法施行令等の一部を改正する政令として、この 3 月 22 日に公布され、8 月 1 日から施行することとなったことによる条例改正でございます。

次のページに条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の 42 ページをお開き願います。

先ほど申し上げました改正によりまして、政令の条文から第 38 条第 4 項が削除され、新たに同様の内容で第 22 条の 2 第 2 項として追加されたことにより、条例で引用している条文を改める必要が生じたものでございます。

この規定につきましては、住民税の課税者である第 6 段階以降の段階に該当する被保険者の合計所得金額について適用されるもので、本年 3 月の平成 30 年第 1 回定例町議会に提案し、ご決定いただきました介護保険条例の一部を改正する条例で追加した条文でございますが、先ほど申し上げましたように、議会閉会後に政令の改正が行われ、施行日も 8 月 1 日となっていることから、本定例会にご提案させていただいたものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成 30 年 8 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 40 号の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 40 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 40 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 40 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 40 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 40 号については原案の

とおり可決されました。

次に、日程第 12 議案第 41 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

〔福祉保健課長 清水 信行君 登壇〕

○福祉保健課長（清水 信行君） 議案第 41 号 奥多摩町介護保険指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行に伴い、規定を整備する必要があるためでございます。

次のページに条例改め文もございますが、新旧対照表にてご説明申し上げます。新旧対照表の 43 ページをお開き願います。

第 4 条は、認知症対応型デイサービスへの通所により、要支援の方が要介護度の進行を予防するための施設の基本方針について定めたものですが、これまで介護保険法第 5 条の 2 において規定されていた認知症に関する調査研究の推進等の規定について、この第 5 条の 2 の題名を認知症に関する施策の総合的な推進等に改めるとともに、条文の内容を 3 項に分け、それぞれ認知症に対する具体的な施策を規定したものでございます。

今回の条例改正において新たに引用している法第 5 条の 2 第 1 項は、認知症について、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいうと規定しており、本条例においても認知症の定義について法の規定に基づくものとして改正法の条項を引用していることから、引用条項の部分を新旧対照表の新しい欄のように改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上で、議案第 41 号の説明を終了いたします。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 41 号の質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 41 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 41 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 41 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 41 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13 議案第 42 号 奥多摩町立図書館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。教育課長。

〔教育課長 原島 政行君 登壇〕

○教育課長（原島 政行君） 議案第 42 号 奥多摩町立図書館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、指定管理者制度を導入することにより、住民サービスの向上と管理に係る事務の効率化を図るため、規定を整備する必要があるためでございます。

奥多摩町立図書館につきましては、図書館法第 10 条の規定に基づき、住民の教育と文化の向上に資するために設置された施設でございます。現在は、氷川 199 番地の口、福祉会館内に氷川図書館が、小丹波 82 番地、文化会館内に古里図書館が設置され、だれもが自由に利用できる身近な社会教育施設として図書館の果たす役割は年々大きくなってきております。

運営につきましては、平成 14 年 4 月より一般財団法人木村奨学会に委託しておりますが、ここで文化会館の管理運営につきまして指定管理者制度を導入することに伴い、同館内にある古里図書館及び福祉会館内の氷川図書館の町立図書館につきましても指定管理者制度を導入するものでございます。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。条例改め文もございますが、新旧対

照表でご説明いたします。新旧対照表 44 ページをごらんください。

第 4 条第 4 項中、館長を奥多摩町教育委員会（以下「委員会」という。）に改めるものでございます。

次に、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 10 条及び第 11 条中、館長を委員会に改めるものでございます。

次に、第 12 条は、第 1 項として地方自治法に規定する指定管理者に図書館の管理運営を行わせることができること、45 ページをごらんください。第 2 項として、指定管理者に図書館の管理運営を行わせる場合においては、第 4 条第 4 項中、奥多摩町教育委員会（以下「委員会」という。）と、第 5 条から第 8 条、第 10 条及び第 11 条中、委員会とあるのは、指定管理者と読みかえるものとするに改めるものでございます。

次に、第 13 条中、教育委員会を委員会に改め、同条を第 15 条とし、第 12 条の次に第 13 条として、指定管理者の指定の手續等、第 14 条として、指定管理者が行う業務の 2 条を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第 42 号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、大澤議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

議案第 43 号とも重複しますが、今まで図書館、文化会館の業務委託を木村奨学会に任せていたものを指定管理制度に移すということですが、具体的にどのように変わるか、住民にとってのメリットはあるかということをお伺いしたいのですが。

○議長（師岡 伸公君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 2 番、大澤由香里議員の質問に答えさせていただきます。

指定管理者制度につきましては、この、10 月 1 日からを予定しております。今回定例会におきまして、図書館、あるいはこの後の文化会館の条例等もあるんですが、整備をさせていただいた後に、指定管理の内容等の検討及び決定をしたいというふうに思っております。その後、公募、あるいは公募によらない場合の選定ということで、指定管理者の選定を行うということとしたいと思っております。また、その後副町長を委員長とする指定管理者の選定委員会に回り、9 月の定例会で提案をさせていただくというふうに思

っているところでございます。

指定管理と業務委託の違い、あるいはメリットということでございますが、指定管理につきましても、管理の権限としまして、指定管理者制度の場合は、指定管理者が権限を持つということになります。業務委託の場合は、設置者が権限を持つということでございます。

また、管理基準等の規定につきましては、指定管理者制度の場合は、条例で定めるもので、業務委託の場合は契約で定めるということとなっております。また、料金の徴収でございますが、指定管理者の場合は徴収ができますが、業務委託の場合はできないというようなこととなっております。

このようなことにつきまして、指定管理の内容等につきまして今後詰めていって、9月の定例会のほうに諮らせていただくというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（師岡 伸公君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 2番、大澤議員さんのご質問にちょっと補足的に追加説明をさせていただきます。

この図書館、この次に出てくる文化会館ですけれども、長期にわたって木村奨学会が今まで業務委託という方法で町と契約を結び、現在までやっておりますけれども、他の市町村はこういった公益的な会館というのはほとんど指定管理者制度でやられていまして、この際、事務の効率化だとか、作業の効率化、また指定管理者制度になりますと、業務委託より権限が任せられますので、さらに住民サービスの向上が図れるというふうに考えております。町長の判断で指定管理者というのは公募によるものとよらないものということで選択ができますから、もちろん木村奨学会に今後も予定ですけれども、お願いをしまして、さらなるサービスの向上と住民の雇用の場の確保を一緒に図りながら、地域振興も図っていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第42号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第42号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 13 議案第 42 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 42 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 14 議案第 43 号 奥多摩町文化会館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。教育課長。

〔教育課長 原島 政行君 登壇〕

○教育課長（原島 政行君） 議案第 43 号 奥多摩町文化会館条例の一部を改正する条例につきまして提案のご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、指定管理者制度を導入することにより、住民サービスの向上と管理に係る事務の効率化を図るため、規定を整備する必要があるためでございます。

奥多摩文化会館につきましては、平成 7 年 8 月に開館し、事務室、会議室、和室、美術工芸室、多目的ホール、視聴覚室と町立図書館が設置をされております。会館の管理運営につきましては、教育課社会教育係が行っており、町民等の利用につきましては、平成 29 年度では年間 904 回、1 万 2,185 人と多くの方が利用され、また、図書館にあっては 293 回の開館で、7,813 人の方が利用されております。

現在、教育課は、本庁舎、文化会館、水と緑のふれあい館に職員が配置されており、事務の効率化と各係相互の事務補完を期するため、行政改革本部において社会教育係の執務室を本庁の 3 階に移動することが決定をされました。つきましては、文化会館の管理運営につきまして指定管理者制度を導入するものでございます。

それでは、改正内容のご説明をさせていただきます。条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明をいたします。新旧対照表 46 ページをごらんください。

題名につきましては、奥多摩町文化会館の設置及び管理運営に関する条例に改めるものでございます。

次に、第 1 条見出し中、「及び設置」を削り、同条中、「図るため」を「図るため設置する」に、「を設置する」を「の、管理運営について必要な事項を定めることを目的とする」に改めるものでございます。

次に、第 8 条第 1 項中、「使用者」を「許可を受け、使用する者（以下「使用者」という。）」に改め、同条第 2 項中、「会館使用の許可を受けた」を削るものでございます。

次に、第9条中、使用料につきましては、減額または免除することができる場合及び使用料の還付について追加し、改めたものでございます。

次に、第13条は第1項として、地方自治法に規定する指定管理者に文化会館の管理運営を行わせることができること、第2項として、指定管理者に会館の管理を行わせる場合においては、第5条から第10条及び第12条中、委員会とあるのは指定管理者と読みかえるものとするに改めるものでございます。

47 ページをごらんください。第14条は、指定管理者の指定の手續等について改めたものでございます。

次に、第15条を第16条とし、同条の前に指定管理者が行う業務の1条を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第43号の質疑を行います。質疑はありますか。4番、清水明議員。

○4番（清水 明君） 1点ほど。先ほどの説明の中にございました権限です。今度は指定管理、権限が相手方に発生するというので、その権限の主な内容と、あと権限に対する責任が出てくるかと思いますが、その辺を若干説明いただければと思います。

○議長（師岡 伸公君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 4番、清水明議員の質問にお答えさせていただきます。

先ほどの図書館と同様でございますが、指定管理者の管理委託内容等につきまして、今回の提案で可決いただいた後に、内容等の検討をし、決定していきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（師岡 伸公君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 清水議員のご質問ですけれども、今、教育課長が言ったのは、まずもってこの条例改正案を議決いただかないと、次の指定管理者選定委員会というものが開けませんから、そこで議論することですけれども、そこでは今までなかったような、例えば基本条項35条分を双方で契約をして約束をすとか、いろんなまさに今やっていることなんですけれども、開館時間とか、閉館時間、それとその指定管理者の故意による損害の場合にはどうすとか、細かな部分までいきます。そういったことから、自由度も

できますけれども、責任感も増してくるということで、具体的にはまだこの条例通っていませんし、委員会が開きませんので、そのあたりで具体的にきちっと木村奨学会さんをお願いする予定ですが、改めて指定管理者制度に入りますので、そのところはきちっと明文化をして、責任ある対応をしていただくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 先ほどご質問いただいた点につきまして落とした部分がありますので、説明をさせていただきます。

先ほど権限というお話でございましたが、指定管理施設の権限につきましては、指定管理者制度の場合は指定管理者が権限を有するというようになっております。また、業務委託の場合は、設置者たる地方公共団体が有するというので、町のほうは権限を有するというのでその辺が分かれておるところでございます。

また、その責任でございますが、指定管理者施設の設置者としての責任という部分につきましては、指定管理者制度、あるいは業務委託が締結された場合におきましてもいずれも町が責任を負うということになっておるところでございます。

このようなことをもとに、今後の指定管理の内容等について詰めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。5番、小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

ちょっともう一回確認なんですけど、指定管理者の選定方法をもう一回ちょっと説明してください。

○議長（師岡 伸公君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 先ほど私が言いました公募によるものとよらないものということの部分でしょうか。

現に皆様ご承知のように、第三セクターで奥多摩総合開発が指定管理者制度でキャンプ場、はとのす荘、もえぎの湯をやっております。これは5年間の指定管理の期間があるんですが、5年後終わっても、今言った施設をどなたか都内の業者さん含めてやりませんかという公募はしていません。というのは、先ほど申し上げましたように、奥多摩総合開発という株式会社が今後会社として維持をしていかなければいけない、また社員の皆さんも食べさせていかなければいけませんから、これについても公募を行わない施設ということでやっております。

それと福祉会館につきましても社会福祉協議会に公募を行わずに指定管理をしているということでもありますので、同じような考え方で、今後行われる指定委員会の席で、委員でそういった意見を持ち寄って、方向的に木村奨学会のほうに今後もお任せをしていきたいという考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） 私もちよっと不勉強で申しわけないんですが、公募しないということに問題はないということですね。

○議長（師岡 伸公君） 副町長。

○副町長（加藤 一美君） 問題はありません。公募するかしないかというのはちゃんと書かれておりまして、町長が選択できますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 河村町長。

○町長（河村 文夫君） 今、副町長のほうから言いましたように、法律的には公募と、それから公募しない方法がございます。その選択は町長が最終的にはすると。それはある意味では、地域の雇用の問題、あるいはサービスの問題等含めて判断をさせていただくということでございます。特に、今、町内の指定の問題を議論しておりますけれども、もう一つ大きな問題としては、山のふるさと村、それから栃寄の体験の森、これはむしろ公募をやられてしまいますと非常に困ってしまうわけですね。今までそこに雇用されていた町の住民が一体どうするんだという問題が起きてきますので、これは強力に都に働きかけをして、過去のいろんな経緯を含めて従来のとおり指定をしていただきたいというふうをお願いをしています。

したがって、今申し上げましたような総合的な判断をしながら、公募をしてお金の問題だけではなくて、お金の問題も恐らく重要でございますけれども、総合的な問題から今までやっていた人がさらにサービスを推進してもらい、あるいは雇用をそのまま継続するというので、2つのうちの1つの判断を最終的には町長に任せられておりますので、私自身がその一端を判断をしているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 小峰陽一議員。

○5番（小峰 陽一君） 非常に町長の言うこともよくわかっています。町の人たちが仕事につけるとするのは大事だと思うんで、それは理解しているんですが、文化会館については、ここで初めて指定管理をするわけで、そこで固有名詞がいきなり出てきているのはどうかなという気がしましたので、質問しました。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 43 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 43 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 14 議案第 43 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 43 号については原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中でありますが、ここで休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開といたします。

午後 0 時 10 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（師岡 伸公君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 15 議案第 44 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、議案第 44 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして提案のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,227 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 1,227 万 5,000 円とするものでございます。

2 としまして、既定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

1 ページをごらんください。歳入の説明をさせていただきます。

都支出金のうち、都補助金は、特別支援教室設置条件整備費補助金の増額により 127 万 5,000 円を追加し、都支出金の計を 24 億 9,224 万 6,000 円に、繰入金のうち、基金繰入金は財源充当により 2,100 万円を追加し、繰入金の計を 4 億 9,240 万 2,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 2,227 万 5,000 円を追加し、歳入の合計額を 63 億 1,227 万 5,000 円とするものでございます。

次に、2 ページをごらんください。歳出の説明をさせていただきます。

初めに、総務費のうち、総務管理費は常磐地内町有地の測量委託等の増に伴い、694 万 2,000 円を追加し、総務費の計を 8 億 5,088 万 9,000 円に、民生費のうち、社会福祉費は障害者自立支援システム改修費の増に伴い、234 万 3,000 円を追加し、民生費の計を 11 億 3,424 万 7,000 円に、衛生費のうち、保健衛生費は 50 万 5,000 円を追加し、衛生費の計を 5 億 2,368 万円に、商工費のうち、観光費は観光公衆トイレ改修工事費等の増に伴い、981 万 2,000 円を追加し、商工費の計を 4 億 3,277 万 3,000 円に、教育費のうち、中学校費は 90 万円を追加、社会教育費は海外派遣事業負担金等の増に伴い、131 万円を追加し、教育費の計を 5 億 4,714 万円に、予備費は予算調整により 46 万 3,000 円を追加し、予備費の計を 1,053 万 4,000 円とするもので、今回の歳出補正額は歳入補正額と同額の 2,227 万 5,000 円を追加し、歳出の合計額を歳入の合計額と同額の 63 億 1,227 万 5,000 円とするものでございます。

以上で、議案第 44 号の説明を終わります。今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議を賜り、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

次に、各課長から説明をお願いします。説明は自席に着席したままで簡潔に行ってくださいようお願いいたします。

それでは、議案第 44 号について、各課長から順次所管の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（原島 政行君） それでは、議案第 44 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）の内容につきましてご説明いたします。

初めに、5 ページをお開きください。歳入でございます。

款 14、項 02、目 08 教育費都補助金でございますが、節 01 教育総務費補助金で、特別支援教育設置条件整備費補助金 90 万円の増額は、奥多摩中学校における特別支援教室の環境整備に要する経費として東京都から全額補助される補助金でございます。中学校の特別教室につきましては、東京都の方針として平成 30 年度以降に準備の整った区市町村か

ら順次導入し、平成 33 年度までにすべての学校において特別支援教室を設置することになっていきます。

この制度につきましては、従来からの情緒障害等通級指導学級と称して、生徒が通級指導学級の設置されている他校へ行き、一部の授業を受けていたものが、在籍校での指導が受けられるよう、教員が巡回する方向に変わったものでございます。

当町では、平成 27 年度の統合により中学校が 1 校であるため、教員が巡回する必要もなく、情緒障害等通級指導学級から特別支援教室へ名称を変更するだけで実質教職員の負担感がなく、導入することができるため、今年度から導入をいたしました。この制度の導入に当たり、東京都からの補助金を新たに見込むものでございます。

なお、環境整備に要する経費につきましては、歳出にて説明をさせていただきます。

次に、節 02 社会教育総務費補助金 37 万 5,000 円の増額は、スポーツ振興等事業費補助金として、中学生等海外派遣事業に係る都補助金を増額するものでございます。今年度の中学生等海外派遣事業は、7 月 23 日から 8 月 4 日までの 13 日間、例年と同じオーストラリア・パイロンベイへ中学生 13 名と高校生を若干名の募集をしたところ、中学生 15 名、高校生 1 名の合計 16 名の申し込みがあり、作文の提出と面接を行った結果、申し込み者全員の派遣をしたいため、都の補助金につきましても増額補正をするものでございます。

なお、派遣に要する増額経費につきましては、歳出にて説明させていただきます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の款 17 繰入金、項 02 基金繰入金、目 01 財政調整基金繰入金は 2,100 万円の増で、これは歳出予算の増に伴う財源不足分を当該基金から取り崩して財源調整を行うもので、補正後の財政調整基金繰入金を 1 億 8,900 万円とし、款 17 繰入金、項 02 基金繰入金補正後の合計額を 4 億 9,190 万円とするものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、6 ページをお開きください。歳出でございます。

款 02 総務費、項 01 総務管理費、目 06 財産管理費は、節 13 委託料 694 万 2,000 円の増で、これは説明欄にございます常磐自治会内の小留浦地内において、これまで町が取得してきました氷川 1153 番 1 外の町有地の測量委託及び同町有地と氷川 1099 番 1 外の近隣民有地の不動産鑑定評価委託予算を新たに計上するものでございます。

この案件につきましては、今般、本年 4 月 7 日付でございますけれども、社会福祉法人双葉会理事長名で奥多摩町長あてに文書が提出されましたが、その内容は、特別養護老人ホーム琴清苑の老朽化に伴い、小留浦地内の町有地を建てかえ用地として活用したいという内容でございます。

これを受けまして、町では関係課の職員を集め、副町長を議長とする調整会議を開催いたしました。この会議では、高齢化率の高どまりや介護等を必要とする高齢者が増えていること等から、要請された内容につきましては公益的な理由を見出せるため、当該用地を建てかえ用地とすることについては妥当であるとの共通認識を持つに至っております。

今後町では、議員の皆様にも具体的な改築計画等について、双葉会とともに改めて説明をさせていただきたいと考えておりますが、その前段の準備作業としまして当該町有地の実測面積や鑑定評価額を把握することが必要でございます。

また、現在当該町有地は、奥多摩病院や保健福祉センター職員等の駐車場として利用されており、その代替地が必要であることから、現在の琴清苑用地の跡地利用も視野に入れ、あわせて鑑定評価に係る予算を計上させていただくものでございます。

議員皆様にはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○福祉保健課長（清水 信行君） 款 03 民生費でございます。項 01 社会福祉費、目 03 心身障害者福祉費では、08 障害者総合支援事業費のうち、委託料において国の障害者総合支援法等の改正に基づき、障害者自立支援給付支払等システムを改修する必要があることから 234 万 3,000 円を追加するものです。

款 04 衛生費です。項 01 保健衛生総務費、目 01 保健衛生総務費では、04 古里歯科診療所事業費のうち、15 工事請負費で古里歯科診療所診察室の空調設備に不具合が生じたため、交換工事を実施するもので、本格的な夏を迎える前に実施したいことから 50 万 5,000 円を計上いたしました。

○観光産業課長（天野 成浩君） 次に、款 07 商工費、項 02 観光費、目 02 観光施設費、02 観光施設整備事業費 981 万 2,000 円の増額は、節 15 工事請負費の増額で、初めに、説明欄記載の 2 行目にあります栃久保観光トイレ新設工事 1,600 万円の減額は、昨年 11 月、当初予算編成時前に栃久保自治会より観光公衆トイレの整備要望があり、当初予算に計上し、本年第 1 回町議会定例会におきまして可決いただき、予算措置を行いました。新年度予算執行前までに近隣居住者の同意を得る手続を進めておりましたが、自治会で近隣居住者や総務委員会で建設の是非について検討協議を重ねてまいりましたが、迷惑施設の建設には同意できない結果となり、本年 3 月 30 日付をもって栃久保自治会より、観光用公衆トイレ設置の取り下げ願が提出されましたので、町は新規整備工事を皆減するものでございます。

皆減いたしました整備工事費を 1 行目にあります観光トイレ改修工事費に追加するもので、当初予算で 4,000 万円を計上しておりましたので、1,600 万円を増額し、5,600 万円

の改修工事費とするものです。

次の3行目の鳩ノ巣溪谷遊歩道改修工事の増額は、きこりカフェから旧鳩和荘に抜ける遊歩道で、途中の双竜の滝の部分の橋周辺で土どめから落石が発生しており、現在通行どめとなっている場所です。当初予算で988万2,000円を計上しておりましたが、昨年度に実施いたしました設計委託の結果、崩壊部ののり面に亀裂箇所が多数あることから、注入モルタル及びメジモルタルを使用する岩着工法を採用し、また、周辺整備として遊歩道等の手すりの整備を行うことから861万8,000円を増額し、工事費を1,850万円とするものでございます。

次に、7ページをお開きください。説明欄記載の氷川国際釣り場エレベーター部品交換工事では、平成11年度に釣り場管理棟施設を整備し、附属設備としてエレベーターも一緒に整備されており、以降18年が経過しております。この間、細かなエレベーターの消耗部品等の交換は、指定管理者が法定点検の中で行っておりますが、ここで故障が頻繁に発生することから基盤及び基盤部品等を交換するもので、119万4,000円を工事費として追加するものでございます。

以上で、款07商工費の説明を終わります。

○教育課長（原島 政行君） 次に、款10教育費でございます。項03中学校費、目02教育振興費、01中学校教育振興費の節18備品購入費につきましては、25万円の皆増でございます。これは歳入で説明させていただきましたが、奥多摩中学校の特別支援教室の設置に係る備品を購入するものでございます。内容は、指導教材とホワイトボード、移動式パーテーション、椅子などを購入するものでございます。

次に、目03学校建設費、01中学校建設事業費の節15工事請負費につきましては、65万円の増額でございます。この経費につきましても奥多摩中学校の特別支援教室の設置に係るもので、教室の整備工事を行うものでございます。内容は、小集団指導と個別指導に分けて指導するためのつり下げパーテーションを設置するための工事費となっております。

次に、項05社会教育費、目01社会教育総務費、02教育文化振興事業費の節19負担金及び交付金につきましては、131万円の増額となります。これは歳入で説明させていただきましたが、中学生等海外派遣事業の実施に伴い、派遣に係る費用を増額するものでございます。内容は、引率者を含む派遣人数を2名ふやし20名とし、昨年度まで利用していた成田空港発の格安航空会社につき、今年度の派遣期間の空席予約が既に満席となっていたことから、羽田空港から出発する飛行機に変更するものでございます。

次に、款14予備費46万3,000円の増額は、予算調整によるものでございます。

以上で、議案第 44 号 平成 30 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わります。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、議案第 44 号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑は歳入歳出含めて一括して行います。

それでは、議案第 44 号の質疑を行います。質疑ありませんか。4 番、清水議員。

○4 番（清水 明君） 4 番、清水でございます。

先ほどの歳出 6 ページにございます常磐地内の町有地の測量委託でございますけれども、先ほどの説明で双葉会の名前が挙がっておりましたけれども、現時点で貸地、あるいは売地、先ほど現有地の跡地利用、琴清苑の跡地利用というお話がございましたので、可能性とすれば土地交換とか、その辺が考えられるんですけども、現時点でその辺がある程度、方向性ができているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4 番、清水明議員からのご質問でございます。歳出 6 ページでございますけれども、財産管理費、委託料、常磐地内の測量委託に関する質問でございます。

先ほど説明させていただきましたとおり、社会福祉法人からの正式な要請申し入れがあったということで、町のほうとしても現在調整を始めたというところでございますけれども、質問の中で貸地にするのか、あるいは売却、あるいは交換というようなことが考えられます。これにつきましては、今公簿上ではありますけれども、面積として近隣のちょっと山林も含む形ですけども、4,000 平方メートルを若干超えるというようなところでございます。また、現在の琴清苑の土地、こちらの実測済みでございますけれども、3,800 平方メートルほどということで、若干面積の差はございます。

また、金額につきましてもこれにつきましては地方自治法 96 条の関係の規定、それから町の財産の交換処分取得関係の条例というところの照らし合わせもございまして、その部分のどれに当たるのかということも含めて、今回前段としましてまずは実測をさせていただいて、実測が明らかになった段階で今度は不動産評価をかけさせていただきたい。その中で、ご質問のありましたその選択肢の中から、双方にとってどれが一番ベターなのかということで選択をしてまいりたいというふうに考えております。

それからもう一点、跡地利用のお話の部分でございます。こちらにつきましては、今、町の土地となっております部分に奥多摩病院や保健福祉センターの職員等に、一般の方も若干いるんですけども、21 台ほど駐車されているということで、新しい特別養護老人ホ

ームが建った場合にはその部分はどいていただかないといけないということで、その部分につきましては、最終的には現在の琴清苑用地の中に置けないかという検討も調整会議の中では行っております。ただし、そこが使えるようになるには、新しい施設が完成して、その後の順番として現在の施設を取り壊すというようなことにもなってきますので、大分時間的な差が生じますので、その間のことも含めて、まずは社会福祉法人のほうにも代替地的な部分を探せないかということと、町の中についても役場内部についても、どこか借りられるようなところはないかということで2段階というところで、今、進めているところでございます。

いずれにしても今回の予算の計上につきましては、今後方向性を定めるための準備予算ということでご理解を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第44号の質疑を終結します。

次に、議案第44号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第15号 議案第44号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第44号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第16号 議案第45号 ポンプ自動車購入契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第45号 ポンプ自動車購入契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が700万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第16号）第3条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、ポンプ自動車購入でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札により3回の入札を行いました。が、予定価格に達しなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最低入札者と協議を行い、随意契約といたしました。

3、契約の金額は1,964万5,000円でございます。

4、契約の相手方は、東京都八王子市中野上町2丁目31番1号、日本機械工業株式会社本社営業部部長・鈴木薫氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

本請負契約につきましては、去る5月16日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6月13日が本契約となります。事業概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。

ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 議案第45号 ポンプ自動車購入契約の概要につきましてご説明を申し上げます。入札調書の次のページ1ページをお開きください。

ポンプ自動車購入の仕様書でございます。この仕様書に基づきましてご説明をさせていただきます。

第1総則ですが、1としまして、この仕様書は町が購入する消防ポンプ自動車のシャーシ、艀装などについて定めることとしております。

2では、車両は、消防用シャーシにポンプ装置、消防器具等を積載し、機動性、耐久性を高めた走行安定性のよい緊急車両で、運転操作、点検整備が安易な構造であること。

4では、車両は仕様書に定める項目に適合し、道路運送車両法に適合し、承認を得られるものでなければならないことを規定しております。

第4の納入期限ですが、平成30年12月14日、第5の使用シャーシ、第6の車両の諸元ですが、形式は問わず、種類は総務省消防庁標準規格消防ポンプ自動車用シャーシとして消防検定協会規格適合品の車両とするものでございます。

2ページをごらんください。完成車両の寸法でございますが、全長が5メートル48センチ以上5メートル90センチ以下、幅が1メートル90センチ以下、高さが2メートル70センチ以下、車両総重量は5トン未満、乗車定員が6人となります。

3ページをごらんください。第10の動力伝導装置、第11の艀装についてから3枚おめくりいただきました8ページの第23その他までは、性能仕様等でございますので、説明

は省略させていただきます。また、9ページ、10ページには、参考といたしまして車両の艤装図、購入予定と同じ形でございます消防ポンプ自動車の正面及び側面の写真を添付しております。

資料につきましては以上でございますが、この消防ポンプ自動車の配属先は第3分団を予定しております。

なお、同分団の現有ポンプ自動車にありましては、平成12年12月の配属車両となります。消防ポンプ自動車のポンプ耐用年数はおおむね17年が基準となっていることから、ここで更新をするものでございます。また、ポンプ自動車の更新につきましては、今後この車両と同様に、おおむね18年を経過する車両から順次更新を進める予定でございます。

以上で、議案第45号の説明を終わります。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第45号の質疑を行います。5番、小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） 5番、小峰です。

関連的な質問なんですけど、総重量が5トン未満ということで、去年の3月から免許法が変わって、準中型自動車運転免許というのができて、これを持ってないと運転できないということになりましたよね。今まではだれでもできたと言ったらちょっと語弊があるんですけど、そういう形で乗ってきたと思うんですけど、これからは安全とそれから技能を含めた運転者の許可制みたいなことで考えていただいたほうがいいんじゃないかと思えますんで、ちょっと関連で質問したいと思えます。

もう一点、旧車両の取り扱いというのはどうなるんでしょうか。済みません、2点お願いします。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 5番、小峰陽一議員のご質問にお答えいたします。

今、議員からご質問の中にもございましたように、昨年平成29年の3月11日から道路交通法が改正になりまして、現在の普通自動車免許ですと3.5トン未満の車両しか運転できない。それ以前は、普通免許でも5トン以上、また平成19年以前の免許取得者は8トン以上ということでそれぞれ規定ございました。そんな関係で、消防ポンプ自動車については今回5トン未満ということですが、現在町が所有しているポンプ自動車の平均の総重量4.5トンとなっております。今議員が言われたように、これから29年以降に免許を取得した方ではポンプ車については運転ができないと。また、積載車ですけれども、

積載車につきましては、おおむね 3.5 トン未満ということですので、積載車のほうは今後取得する方でも運転はできるということになっております。

これは町の問題だけではなくて、全国的に消防団のほうで、これの取り扱いをどうしていいかというような話がございます。ここで国のほうでは特別交付金を出して、その取得の金額については交付税算入していくというようなこともございます。新たに準中型免許ということで取得をしますと、教習所で金額的に 18 万円から 20 万円はかかるということがございます。

ただ、いずれにしても今後これからの普通免許を所持している方しか消防団に入団してこないということになるとポンプ自動車動かないということもございますので、今、東京都の市町村全体で、消防庁のほうで何とかそこら辺の対応もできないかというような要望も出しているところではございますけれども、今後早急に町としての補助制度等も含めて、すべての団員が準中型免許を取得できるというような形に変えてまいりたいと考えております。

ただ、緊急自動車、普段サイレン等を鳴らさなければあれですけども、鳴らしている場合は運転歴が 2 年以上ないと運転できないということもございますので、今後運転免許、まだあと 1 年程度ございますけども、その間にそこら辺を対応を考えてまいりたいというふうに思っております。

また、旧車両の取り扱いですけれども、現在の消防ポンプ自動車につきましては、業者のほうに下取りという形で下取っていただいて、登録を抹消した際には赤灯等を外して通常の車として業者のほうで対応するというようなことで考えております。

以上でございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 45 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 45 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 16 議案第 45 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（師岡 伸公君） 起立多数であります。よって、議案第 45 号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 17 議案第 46 号 防災行政無線デジタル化更新工事請負契約についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

〔企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○企画財政課長（山宮 忠仁君） それでは、議案第 46 号 防災行政無線デジタル化更新工事請負契約についてご説明させていただきます。

提案の理由でございますが、予定価格が 5,000 万円以上となる契約であるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 16 号）第 2 条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

1、契約の目的は、防災行政無線デジタル化更新工事でございます。

2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。

3、契約の金額は、9,180 万円でございます。

4、契約の相手方は、東京都中野区中野 4 丁目 10 番 1 号、日本無線株式会社関東支社支社長・鈴木工氏でございます。

入札調書につきましては、議案書の次に添付してございますので、ご参照をいただきたいと存じます。

本請負契約につきましては、去る 5 月 16 日に入札を執行いたしまして、現在仮契約を結んでおります。本日議決をいただきますと、6 月 13 日が本契約となります。

工事概要につきましては担当課長よりご説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 議案第 46 号 防災行政無線デジタル化更新工事請負契約の概要につきましてご説明を申し上げます。

初めに、防災行政無線の更新についてですが、防災行政無線のデジタル化につきましては、電波法令の改正により平成 34 年でアナログが終了するため、デジタル化に更新するもので、平成 28 年度では、それまで使用していたアナログ操作卓が老朽化したことから、デジタル及びアナログに対応できる操作卓に更新をいたしました。29 年度では、デジタル化に伴うアンテナの設置、電波の状況について調査し、本工事を実施するための町内デジタル化の実施設計委託を行いました。

本工事では、従来から役場に設置されている親局、電波をカバーするために設置されている大塚山中継局及び古里小学校、旧古里中学校、日原消防館、旧小河内小学校に設置されている屋外拡声子局のデジタル化を行うとともに、新たな中継局として周遊道路の月夜見第1駐車場に月夜見中継局を設置し、町内全域の通信を確保するものでございます。

それでは、工事の概要をご説明申し上げます。入札調書の次のページ、1ページをごらんください。仕様書でございます。

第1章総則ですが、第1節通則事項の2で本工事を設置する目的を記載しておりますが、本工事により設置される設備につきましては、町において災害時の通信連絡を確保し、災害情報伝達を迅速かつ的確に行い、地域における防災・応急救援・災害復旧に関する業務を遂行し、地域住民の生命・財産の安全を確保するとともに、平常時には町における広報活動、防災行政連絡等に使用し、民生の安定、行政のさらなる向上を図ることを目的として設置するものとしております。

次の2ページから4ページまでは、工事を実施するに当たり遵守すべき一般事項及び共通事項でございますので、説明は省略させていただきます。

5ページをごらんください。第2章システム使用ですが、第1節設計概要の1同報無線施設の概要ですが、町役場親局から町内に分散配置した屋外拡声子局及び戸別受信機により屋内外の住民に対して情報を伝達するもので、(1)に記載のとおり、親局からの直接回線方式では多くの不感地帯。これは電波の届かない地域のことを指しますけれども、不感地帯が発生することから、従来どおり中継局を設置するものでございます。中継局の設置につきましては、2設備概要の(3)月夜見中継局設備に記載がありますように、現在設置されております大塚山中継局は不感地帯をカバーするため、引き続き使用いたしますが、この大塚山中継局からの電波だけでは不感地帯となる地区向けに月夜見山に中継局を設置するものでございます。

なお、ウに記載しておりますが、月夜見中継局の電源は太陽電池設備により運用を行います。

また、(5)既設設備ですが、屋外拡声子局につきましては、デジタル無線への更新に伴い、アナログ無線の子局は撤去いたしますが、現在各家庭に配布し使用しておりますアナログ無線の戸別受信機へは地区遠隔設備からの通信により、デジタル対応の戸別受信機が設置されるまでの間は引き続き運用が可能とするものでございます。

6ページをごらんください。第2節設備機能では、親局、中継局などのそれぞれの設備の機能について示しておりますが、現在の運用と同様の機能となりますので、説明は省略

をさせていただきます。

8 ページ、9 ページには、システム系統図と整備をする位置図を添付させていただきました。

本工事の完了により、役場親局からは大氷川、南氷川、常磐、長畑、栃久保地域を、月夜見中継局からは中山、小河内地域を、その他の地域につきましては大塚山中継局からの電波で通信連絡を確保することとなります。また、戸別受信機の受信だけでは通信に支障が出る世帯につきましては、現在と同様に外部アンテナを設置させていただき、対応してまいりたいと考えております。

なお、各世帯に配布しております戸別受信機は、デジタル化に対応した機器に今後更新をいたしますが、更新につきましては31年度から33年度までの間で整備をする予定でございます。また、この戸別受信機の内容等につきましても、今後整備するまでの間に内容も検討し、決定してまいりたいと考えております。

以上で、議案第46号の説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第46号の質疑を行います。10番、村木議員。

○10番（村木 征一君） 1点教えていただきたいと思いますが、今の説明で、戸別受信機につきましてはこの契約には入っていないということではよろしいんですか。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 今回の契約につきましては、あくまでもデジタルの戸別受信機へ放送するためのデジタル化への更新工事ということでございまして、戸別受信機につきましては来年度以降、予算を計上させていただきたいと考えております。

○議長（師岡 伸公君） 3番、澤本議員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

こういう1億近いお金なんですけど、入札の関係はたまたま2社ということだったわけなんですか。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 3番、澤本議員のご質問にお答えいたします。

この件につきましては、工事発注自体は10社おりましたけれども、いろいろ工事の内容等を勘案する中で辞退が出てまいりまして、最終的に2社が入札に参加をしたということでございます。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。6番、石田議員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田ございます。

今回、月夜見のほうに新たに設置されて、電波の状況を改善されるということですけども、この場合の電波のカバー率はどのくらいということと、その場所の土地の取得のほうはどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 6番、石田議員のご質問にお答えいたします。

まず土地の取得の関係ですけれども、これ東京都の用地でございまして、東京都のほうから貸与という形でございます。

あとカバー率ですけれども、今回、月夜見に設置する中継局からは、先ほどご説明申し上げましたように中山と小河内地域、そこをカバーするというので、普通の戸別受信機だけの対応では、やはりすべてがカバーできる地域だけではございませんので、そういう場合には各個別のアンテナを別に設けさせていただいて、すべて100%カバーできるように対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑はありませんか。5番、小峰議員。

○5番（小峰 陽一君） 小峰です。

ちょっと気になっているのが工事期間中の放送をどういうふうにカバーするのか、ちょっと心配なんですけど、そこら辺をちょっとお願いしたいと思います。

○議長（師岡 伸公君） 総務課長。

○総務課長（井上 永一君） 5番、小峰議員のご質問にお答えいたします。

工事につきましては、あくまでも新しくデジタルを設置する工事を行うということで、今使っていますアナログについては、デジタルが設置できるまではその機能を生かしてそちらで放送していく。デジタルに切りかわった時点で屋外の拡声子局はデジタルに切りかえる。ただ、戸別受信機については先ほど申し上げましたように、まだアナログ対応ということですので、そちらについてはアナログでということと、放送するところの施設の操作卓については、今アナログもデジタルも両方とも対応できるようになっておりますので、それらを両方で併用して使用しながら放送はカバーしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（師岡 伸公君） ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（師岡 伸公君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 46 号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第 46 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(師岡 伸公君) ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 17 議案第 46 号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(師岡 伸公君) 起立多数であります。よって、議案第 46 号については原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、本会議 2 日目は、明日 6 月 13 日午前 10 時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後 1 時 53 分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員